=第78号=

長掛栄一税理士事務所 【不定期発行】

# ★法定相続情報証明制度

平成29年5月29日より、全国の法務局・登記所にて『法定相続情報証明制度』が開始されました。 今後は本制度を利用することで今まで相続手続にかかっていた費用と手間が削減されると思われます ので、本号にてお知らせいたします。 (塚越康仁)

### ◎法定相続情報証明制度とは

相続に伴う登記の申請手続や預金の払い戻しの際、従来は手続の都度、被相続人や相続人の戸籍関係書類等を申請先に提出する必要がありました。

本制度の新設により、登記所で交付される"認証文付きの法定相続情報一覧図の写し"をもって上記手続を行うことができます。また本制度は手続に手数料がかからない上に複数通の交付を受けることができるため、各種相続手続のために戸籍謄本等の書類束を持ち回る必要がなくなります。

# ◎必要書類収集から交付までの手続きの流れ

- (1) 必要書類の収集・作成
- ①被相続人の戸籍謄本(出生~亡くなるまで)
- ②被相続人の住民票除票
- ③相続人全員の現在の戸籍謄抄本
- ④申出人の氏名・住所の確認ができる公的書類
- ⑤法定相続情報一覧図(申請者が作成)
  - ※相続人の住所の記載は任意ですが、 左図のように相続人の住所を記載する場合は 各相続人の住民票の写し等が必要になります。

#### (2)申請

申出をすることができる登記所は、以下の地を 管轄する登記所です。

- ○被相続人の本籍地
- ○被相続人の最後の住所地
- ○申出人の住所地
- ○被相続人名義の不動産の所在地

### (3) 交付

〇申請時に提出した一覧図(上図)の最下部のスペースに登記官の認証文が記載され、専用用紙に印字されて交付されます。なお申請者の作成した法定相続情報一覧図に記載漏れや間違いがないかを登記官が確認するため、申請から交付まである程度の時間が必要になります。(登記所によっては確認のために1週間程度かかるようです。)

〇申請時に提出した法定相続情報一覧図はその後**申請した登記所に5年間保管**され、その期間内であればいつでも認証文付き一覧図の再交付を受けることができます。

# ◎実務での対応について

本紙作成日現在、不動産の相続登記のほか、一部の金融機関ではすでに本制度の利用が可能となっています。一方、相続税申告などの税務手続では法律改正が必要なため、現時点では利用することができません。本制度の利用にあたっては手続先で対応可能か確認する必要があります。

今後税務申告を含むすべての相続手続においても利用することができるようになれば、さらに便利な 制度になるでしょう。

### 図 法定相続情報一覧図(記載例)

